

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	14	府省庁名 内閣府	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置 (厚生労働省と共同要望)		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」とともに、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」が創設される。</p> <p>具体的には、児童福祉法の改正により、新たに家庭的保育事業等の地域型保育事業を市町村認可事業として位置付け、認可保育所と同様に、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認可しなくてはならない仕組みとし、地域型保育給付の対象とすることとしている。これらの事業は、市町村の確認を受け、公費助成の対象として、認定こども園、保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するという高い公益性を担うこととなる。</p> <p>また、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業や一時預かり事業など、市町村が実施する13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、財政支援等を行い、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図る。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>認定こども園、保育所と同様に高い公益性を担うものとして、新たに市町村認可事業として位置付けられ、必要な規制を設け、さらに市町村の確認を受けて公的助成の対象として、保育所等と同様に保育の必要性の認定を受けた子どもを保育する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が高い公益性を担うことを踏まえ、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講ずることを要望する。</p> <p>なお、昨年度は待機児童解消加速化プランに位置付けられた小規模保育事業の基準のとりまとめが先行して8月末に行われていたことから、税制改正要望においても小規模保育事業については認められたところ。家庭的保育事業等の基準については昨年12月26日にとりまとめられ、本年4月に基準省令が公布されたことから改めて要望しているところ。</p> <p>また、子ども・子育て支援法に基づく事業である利用者支援事業については、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用出来るよう、情報の提供や相談・援助を行う事業であり、また、既に非課税措置が講じられている第2種社会福祉事業の「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」であることから、他の第2種社会福祉事業と同等の税制上の措置を講ずることを要望する。</p> <p>さらに、従来より非課税措置の対象である放課後児童健全育成事業についても、児童福祉法の改正により、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定め、事業を行う者は、この基準を遵守する仕組みとなることに伴う所要の措置を講ずることを要望する。</p> <p>また、従来より非課税措置の対象である一時預かり事業について、保育の必要性の認定を受けない児童を対象とする訪問型を創設することから、訪問型に対しても他の一時預かり事業同様に税制上の措置を講ずることを要望する。</p> <p>〔関係条文〕</p> <p>〔不動産取得税〕 地方税法第73条の4、地方税法施行令第36条の7の2、第36条の8、第36条の10、地方税法施行規則第7条の3の3</p> <p>〔事業所税〕 地方税法第701条の34、地方税法施行令第56条の22、第56条の26の3、第56条の26の5</p> <p>〔固定資産税及び都市計画税〕 地方税法第348条、第702条の2、地方税法施行令第49条の11の2、第49条の12、第49条の15、地方税法施行規則第10条の7の3</p>		
	ページ	14—1	

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・ 保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援） ・ 地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。現行の保育所等については、保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が講じられているところ。</p> <p>新制度の円滑な実施に当たっては、家庭的保育事業等の地域型保育事業について、市町村認可事業として保育を必要とする子どもを保育し、認定こども園や保育所と同様に高い公益性を担うことから、現行の保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、保育所と同等の税制措置を講じることが必要である。</p> <p>また、子ども・子育て支援法に基づく事業である利用者支援事業については、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用出来るよう、情報の提供や相談・援助を行う事業であり、また、既に非課税措置が講じられている第2種社会福祉事業の「児童の福祉の増進について相談に応じる事業」であることから、他の第2種社会福祉事業と同等の税制措置を講じることが必要である。さらに、従来より非課税措置の対象であった放課後児童健全育成事業及び一時預かり事業についても、子ども・子育て支援新制度の施行に伴いさらに充実させることとしており、引き続き非課税措置を講じることが必要である。</p>
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 13. 共生社会実現のための施策の推進 【施策】 ③少子化社会対策の総合的な推進（少子化社会対策大綱）
	政策の達成目標	地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進を始めとする子ども・子育て支援新制度を円滑に実施し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業への税制措置を行うことにより、これらの事業への移行・参入が円滑に進むことが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（登録免許税等）及び地方税（地域型保育事業の一部と地域子ども・子育て支援事業の一部）については、平成26年度税制改正要望にて同様の要望を行い、認められたところ。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	（未定）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	（未定）
	要望の措置の妥当性	保育を提供する保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う地域型保育事業等に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
	ページ	14—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度に税制改正要望を行った。 ○ 平成 24 年度税制改正大綱においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①公租公課禁止規定を設けること、 ②国税、地方税の滞納処分による差押禁止規定を設けることが認められ、子ども・子育て支援法に關係規定を設けている。 ○ 平成 25 年度税制改正大綱においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て関連 3 法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置 ②子ども・子育て関連 3 法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置 <p>が認められ、それぞれ平成 25 年 6 月 1 日、4 月 1 日付で措置されている。</p> ○ 平成 26 年度税制改正大綱においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置 ②子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置 ③子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村許可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置 <p>※所得税、法人税、個人住民税及び法人住民税においては一定規模以上の小規模保育事業について措置を講じる。また、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税においては小規模保育事業のみ非課税措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④子ども・子育て支援新制度の施行に伴う病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に対する税制上の所要の措置 ⑤子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等の非課税措置 <p>が認められた。</p>
ページ	14—4